5　前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、第二項中「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6　贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）」とする。

7　贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ヌ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

8　相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）」とする。

9　相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

10　相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト（3）及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

11　相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（リに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

12　特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の贈与報告基準日（最初の贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし、当該特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

（合併又は株式交換等があった場合における常時使用する従業員の数及び売上金額）

第十三条の四　第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（当該贈与雇用判定期間内に当該贈与報告基準日の数が二以上ある場合には、当該二以上の贈与報告基準日ごとに計算した数の合計を当該二以上の贈与報告基準日の数で除して計算した数）が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数
前条第一項第三号	災害等直前事業年度（災害等が発生した日の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上金額等の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額	災害等直前事業年度（災害等が発生した日の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上金額等の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額に、吸収合併存続会社等の吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の